

9 骨髄移植の推進について

重い血液の病気である白血病など、骨髄移植でしか救われない患者は、平成4年の患者登録開始以来、平成27年度末現在で、累計4万7千人で、そのうち、実際に提供を受けられたのは、移植希望者全体の約4割に留まっており、本来救える命が救われていない。

骨髄移植を行うには、白血球の型を一致させる必要があるが、非血縁者間で数百から数万分の1の確率でしか一致せず、たとえ一致した登録者がいても、事前の検査や入院を含めると概ね延べ8日程度の日数を要することから、仕事等を休めず、実際の提供者はかなり限定されている。

また、平成24年以降、新規のドナー登録者が減少傾向であることに加え、近年、ドナー登録者の総数の伸びが鈍化している。その原因は、ドナー登録者の年齢が40代・50代に偏っているため、54歳の提供年齢制限を迎え、登録を抹消されてしまう方が増加していることにある。

若い世代の登録者が新たに増えない限り、少子高齢化を迎えたわが国においては、登録者の急減が想定されており、抜本的に対策を講じなければ、現在の提供体制の維持すらおぼつかない状況になることが危惧される。

こうした状況を踏まえると、全国約3千人の移植希望者に応えるには、全国のドナー登録者は45万人では不足、一人でも多くの登録者を増やさなければならない。

については、骨髄移植の推進に向けて、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 骨髄移植に対する正しい知識の普及について

- (1) 国民全体に向けて、骨髄移植に対する不安や誤解を取り除くなど、正しい知識の普及啓発を行うこと。

特に若い世代の登録推進のため、中学校や高等学校等の授業において 骨髄移植を取り上げるようにすること。

- (2) 地方が実施する講演会や個別相談会、献血ルーム等に骨髄ドナー登録に係る説明者を配置するなどの普及啓発活動に対して、財政的支援を行うこと。

2 骨髄を提供しやすい環境づくりについて

- (1) ドナー休暇制度を国として制度化し、企業・団体等に対して、直接導入を働きかけること。
- (2) 企業等がドナー休暇制度を導入しやすくするため、国として経営環境の整備に向けた税制上の優遇措置や休業補償などのインセンティブが働く支援を行うこと。
- (3) 自営業者や主婦などドナー休暇制度の対象とならない骨髄提供者に対する経済的負担の軽減策を国として創設すること。